

第 1 8 期 第 2 回 八尾市図書館協議会会議録

平成 2 4 年 1 1 月 1 4 日 (水) 午前 1 4 時 から 1 6 時 2 0 分
社会福社会館 2 階集会室

出席者 (敬称略)

井上 眞澄 (元京都橘大学文学部教授)
松井 純子 (大阪芸術大学)
小前 恭則 (大阪市立中央図書館利用サービス担当課長)
西田 尚美 (八尾市議会議員)
越智 妙子 (八尾市議会議員)
新居 佐登子 (八尾市社会教育委員)
北田 信吉 (八尾市青少年育成連絡協議会)
小垣内 潤子 (八尾市 P T A 協議会)
池田 多瑛 (公募市民委員)
永富 雅子 (公募市民委員)

職 員

浦上 弘明 (八尾市教育委員会教育長)
伊藤 均 (生涯学習部長)
竹内 俊一 (生涯学習部次長兼八尾図書館長)
南 昌則 (生涯学習部参事)
永田 敏憲 (山本図書館長)
青木 薫 (志紀図書館長)
山田 陽久 (八尾図書館館長補佐兼資料係長)
筒 暁子 (八尾図書館利用サービス係長)
佐古田 明奈 (八尾図書館資料係主査)
丸谷 奈緒美 (八尾図書館資料係副主査)
柳 美智子 (八尾図書館司書)
中原 優希 (志紀図書館司書)

報告事項

1. 図書館整備事業について
 - ①新八尾図書館整備の進捗について
 - ② (仮称) 第 4 地域図書館について
2. その他
 - ①図書館の開館日時に関する利用者アンケート結果 (暫定値)
 - ②大阪府下 1 0 市による相互利用状況について
 - ③「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改定案について
 - ④その他

山田館長補佐（司会）：

それでは、定刻となりましたので、只今より、第18期第2回八尾市図書館協議会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席頂きまして、誠に有難うございます。

最初に協議会の資料を確認させていただきます。

本日の資料としましては、先に送付させて頂いております、第18期第2回 八尾市図書館協議会 次第、資料1といたしまして、A3、5枚物の「新八尾図書館」の図面、資料2といたしましてA3、1枚物の「(仮称)第4地域図書館」の図面、資料3といたしまして、A4、2枚物の「図書館の開館日時に関する利用者アンケート結果（暫定速報値）」、資料4といたしまして、A4、1枚物の「大阪府下10市による相互利用状況」、資料5といたしまして、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正について」と書かれたA4、1枚物とA4、21頁の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準改正案の新旧対照表」となっております。また、資料3の追加といたしまして、図書館の開館日時に関するアンケートを配布しておりますので、ご確認ください。

併せて、前回の会議録を置いております。お手数をお掛けいたしますが、内容をご確認頂き、修正等の必要がございましたら11月30日までにご連絡頂きますようお願い申し上げます。

資料等に不足はございませんか。不足等がありましたらおっしゃって下さい。

委員の皆さまにおかれましては、本日も図書館の運営につきまして、活発なご意見、ご協議を頂きますようよろしくお願い致します。

なお、本日、吉川委員、和田委員におかれましては、所要のため欠席の旨の連絡を頂いております。

それでは、開会にあたり、浦上教育長よりご挨拶申し上げます。

浦上教育長：

皆さんこんにちは。第2回八尾市図書館協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、大変寒い中、公私ともお忙しいなか、本協議会にご出席頂きまして有難うございます。平素は図書館行政に関わりましてご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、市民一人ひとりが生涯にわたり、いつでもどこでも学習ができる環境づくりが求められています。中でも、市民の学習にとって、とても重要な役割を果たす図書館の存在は大きなものがあると考えております。

また、未来を担う子どもたちの育成にとっても、幼少期や小中学校での読書活動は、思考力・読解力・表現力等の基礎を養うものであると思います。小中学校では全国学力学習状況調査の生活実態調査で、平成21年辺りから、子どもの読書への興味関心、読書をしている時間や読書の冊数の増加が顕著に現れています。その理由として、各小中学校に学校図書館ボランティアさんを配置し、読書活動に関わる様々な取り組みを図って頂いている成果だと思っております。

今後、生まれ変わる新八尾図書館や市民病院跡地にできる第4地域図書館の機能や役割が市民の読書の向上や読書に対する興味関心が湧くような魅力ある図書館を作り上げたいと感じているところであります。

本日は、この後、今申し上げました図書館整備事業について進捗状況等を申し上げる予定になっておりますが、皆様からの忌憚のないご意見を頂戴し、今後の図書館運営に生かして行きたいと考

えております。多くのご意見やご助言を頂けますようよろしくお願い申し上げまして、簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。

山田館長補佐（司会）：

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせて頂きます。議事進行は井上会長にお願いしたいと存じます。井上会長よろしく願いいたします。

井上会長：

みなさん、こんにちは。急に寒くなりまして。夏から急に秋を飛ばして冬になったような感じがいたしますけれども…。本日、図書館整備事業等を中心としまして、事務局からの報告が予定されていますけれども、先程の教育長さんからのお話がございましたように、委員の皆様の忌憚のないご意見等を頂きまして、いろいろな問題点・方法を出して頂いて、ご質問・ご意見をいろいろだして頂きますようよろしくお願いいたします。

座らせて頂きます。

それでは、お手元の次第に基づきまして、「（１）図書館整備事業等について」事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

南参事：

それでは、お手元配付の「八尾市図書館協議会 資料１」より、ご説明させていただきます。

八尾図書館整備関係と第４地域図書館整備関係を一括して説明させていただきます。

まず、資料１の図面ですが、前回「八尾図書館整備事業 整備の概要について」という冊子を配付させて頂き、その中で図書館の規模やフロア構成、各フロアの図面的なものを示させて頂きました。その上でいろいろなご意見を頂き、それを踏まえまして現在工事を始めさせて頂いております。前回お示しさせて頂きました図面を含めまして、今回はさらに詳細な図面という形でお示しさせて頂きたいと思っております。改めて詳細な説明は割愛をさせていただきますが、主には補足的なものを含めまして説明させて頂きたいと思っております。

まず、１枚目は地下１階部分で、ここは閉架書庫で、図面では２５３、１２０冊というふうに記載させて頂いております。ここは主に３８０㎡のフロアの広さの中で約２５万冊の本を所蔵できる規模を考えております。

次、２枚目、これは敷地の１階部分に当たります。南側のエントランス部分から入って頂いて、「BDS」という文字が書かれていると思っております。そちらがメインのゲートとなっております、BDSを通過して頂いて、１階部分の図面手前、南側はブラウジングコーナーといたしまして、雑誌・新聞・新刊図書を読覧頂くスペースと考えております。そこから北側に上がって頂くと、児童開架閲覧室という配置をさせて頂いております。主に、児童の開架閲覧室には約２万５千点規模の児童の本を配架させて頂きたいと思っております。そちらのほうには、主には幼児の本や、小学生、中高生を含めましてヤングアダルトの図書といったものを配架するとともに、東側に行くと四角い箱で、「お話室 親子読書室」を設けています。そちらのほうは、主に「おはなし会」に、ボランティアの方々を含めまして活用頂きたいと思っておりますし、催し物がないときには小さい子どもさんに親御さんが読み聞かせを行うなどにご活用頂きたいと考えております。こういったスペースで

考えております。

ただ一点、補足で図面の左下のほうで駐車場のスペースを設けております。車椅子用2台、一般用1台、一般搬入用1台、という4台を設定しておりますが、これも昨年度の議会等々のご指摘・ご意見等を踏まえまして駐車場については見直しをさせて頂いております。ここについては、障がい者用2台、搬入用1台、計3台という形で工事では見直しをさせて頂いております。

続きまして、3枚目の図面を見て頂きたいと思います。こちらのほうは一般的な成人向けの図書資料を配架する予定です。概ね550㎡くらいの広さを設けております。ここでは約5万8千点の本が置けるようになっております。ここでは、小説や、行政資料・郷土資料、専門的な資料等々を配架させて頂きます。

続きまして、4枚目に行って頂きたいと思います。4枚目は直接的図書館の機能のスペースではございませんが、東側には八尾図書館と併設しております青少年センターの機能としての集会室を設けており、ここでは200人程度の講演会や集会ができる広さを確保しております。当然八尾図書館の講演会等々をするときにはこの集会室を活用して取り組みを行って行きたいと思っております。また、真ん中のホール「ホワイエ」を挟んで西側には郷土情報コーナーを設けております。こちらのほうは、また別の部署であります。今東光さんの資料等々を展示するようなスペースとして考えております。

続きまして、5枚目の最後の頁に行って頂きますと、こちらのほうは、また図書館機能等を入れさせて頂いております。東側部分には学習室、今現在は青少年センター機能としての学習室機能ですが、今後図書館の機能を併せ持った学習室機能として、今までの学生さんが勉強する機能を残しつつ、一般の成人の方々が勉強できるようなスペースとして考えておまして、南側部分は一人ひとりが学習できるようなキャレルデスクというようなものを配置させて頂いて、個人勉強をして頂くようなことを考えています。北側にはグループ学習室を設けております。こちらは、図書資料を活用した少人数でのディスカッションしながらの勉強ができるようなスペースとして2室を設けさせて頂いております。当然、間仕切り部分については、声の問題もあると思いますので、その辺については、配慮をした設備環境を整えていこうと思っております。真ん中の部分には会議室を設けております。こちらは、青少年センター機能としての会議等々を行うスペースと考えておりますが、こちらのほうも図書館で催し物をする際には活用させて頂くということで、青少年課とも協議させて頂いているところです。一番西側に行って、事務室機能ですが、こちらは現在の図書館の事務室機能としての事務室を設けさせて頂いております。事務室の南側にはスタッフルームとしての会議、来客等対応の部屋を設けており、またその東側には、図書館活動室としまして、図書館にまつわる市民活動を支援する部屋として設けさせて頂いております。

以上、前回の説明と重複する部分ばかりになるのですが、一応こういう詳細な図面をお示しさせて頂いて、工事については今年の7月から着工しております。来年12月末には建物は竣工させて頂いて、八尾市のほうで引渡しを受けさせて頂きます。建物は12月末に概ね完成させて頂きますが、その後には内装の電算関係の工事や、現在八尾図書館の22万冊の本の引越し作業期間を設けさせて頂いておりますので、詳細にいつオープンするかということはまだ確定していませんが、数ヶ月の期間を頂きまして、できるだけ早めに開館できるような準備をさせて頂きたいと思っております。

以上、八尾図書館につきましては、前回様々な議論を頂いておりますので、本日は資料詳細な設

計図面の説明と工事の今後の予定ということでご説明させていただきます。

次に、もう1点、資料2のほうをご覧頂きたいと思います。

資料2につきましては、これも前回第4地域図書館の基本設計の概要ということで龍華のコミュニティセンター・龍華の出張所の移転に併せまして、新たに第4地域図書館、市南西部の地域の方々の学習の拠点として頂きたいと考えております新しい図書館の概要についてご説明させていただきます。また、昨年度基本設計案に対しますパブリックコメントとして頂いた様々な意見の中身についてもご説明をさせて頂きたいと思います。本日は、前回は概ねゾーニングとしまして1階はどんなものがくるのかな…2階にはどんなものがくるのかな…といった漫画チックな絵をご提示させて頂きましたが、以後今年度は実施設計ということで、詳細な図面作成を進めさせて頂いております。その中で、昨年度いただいたパブリックコメントや図書館協議会でいただいた内容も含めまして、図面の案という形で、これは確定ではございません。まだ様々な諸要件、本はどのくらい置きたいかや、パブリックコメントで大人と子どもの空間を分けて欲しいなど、様々なご意見を頂いておりましたけれども、これらを含めまして最大公約数的にこういった図面の案を今日はご提示させて頂きまして、時間の許す限りご意見を頂きまして、改めて設計事務所と最終的な詰めの段階に入って行きたいと思っております。また、今年度は実施設計で、ある程度設計図面を確定させて頂きまして、来年度の工事に向けて、また、予算案をまとめさせて頂きまして、3月の市議会のほうに予算案としてご提示をさせて頂きたいというふうに考えております。本日はこういった図面の説明をさせて頂いてご意見を頂きたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、資料2のほうでござん頂きたいと思います。図書館部分のゾーニング色分けができていなくてたいへん見難いところもございりますが、図面を上下2つ配置させて頂いております。下のほうが1階部分、上のほうが2階部分というふうに見て頂きたいと思っております。本来建物は3階建てになっておりますが、3階はコミュニティセンターの専用部分ということで、本日は割愛させて頂きまして、図書館部分が入っております1階と2階部分についてご提示をさせて頂いております。

それでは、1階部分である下のほうを見て頂きまして、左側に大きく点線でバツがあります。その辺りがエントランスホールというふうに位置付けさせて頂いております。そのホールの右下に風除室というものがあり、そちらから入って頂きまして、直進して頂きますと出張所に向かうようになっています。この地図は、左側が北側になります。地図の右側が南側、地図の下のほうが西側で龍華中学校のグラウンドと併設になっています。エントランスホールを入れて頂きまして右の方、南側に向かって頂きますと、これも同じように「BDS」と表記しております。こちらはメインのゲートということで、入って頂いて、まず、児童図書館のゾーニングを配置させて頂いております。こちらは、子どもさんの目に触れやすいような工夫で、高さを4段で120～130cm位の高さの書架を並べさせて頂きまして、こちらも八尾図書館同様に幼児・児童・ヤングアダルト等の閲覧していただけるような図書を配架していく予定です。今現在、この書棚の数で行きますと、約1万2千点という数になっています。ただ、山本図書館・志紀図書館と同等の配架規模を目指していきたいと考えております。ですから、この辺りの図面については、できる限り書棚を増やしていきたいなと思っております。

児童図書館のコーナーを通して右側、南の方に行きますとブラウジングコーナーを設けております。こちらのほうは、八尾図書館同様に雑誌や新聞等々を閲覧して使って頂けたらなと思っております。そして、右側の方、一番南側に行きますと、一般図書というふうに配置をさせて頂いております。

こちらは、児童より若干高く6段ということで、概ね1m90cmから2mくらいの高さになるかと思われま。こちらの6段では、4万7千点くらいが図面上では置けるようになっています。ただ、こちらのほうも山本図書館や志紀図書館の成人の本の数に近づくようにもう少し工夫していきたいですが、レイアウト的にはこのような形でお示しをさせて頂いております。

そして、全体的には、児童と一般図書の間ブラウジングコーナーを設けることにより、両者の声などを遮断できる工夫を考えております。新しい第4図書館につきましては、閲覧頂く椅子につきましてはできるだけ多くを設けておきたいと考えておきまして、一般図書の場合は、南側のほうに個人個人で座って頂く椅子を考えておりますし、デスク形式についても設けさせて頂いております。児童図書につきましても、西側に机・椅子を設けさせて頂いておきまして、こちらの椅子は幼児用なので低めの椅子を概ね14脚を図面ではお示しさせて頂いております。

それと、前回もいろいろご指摘頂いた中で、1階部分でも子どもたちがじゅうたんコーナー的に読書できるコーナーを設けて欲しいという声がありましたので、そのスペースにつきましては、図面の一番右下角になりますけれども、2階に通じる階段下部分を有効活用して、そちらにマットを敷き詰めて、じゅうたんコーナー的な役割を果たしていきたいなと思っております。

当然、じゅうたんコーナーと成人のコーナーが図面上でいうと上下でつながっていますが、ここにおきましては、また本の滝という1階から2階に通じる大きな書棚を設けております。その書棚を設けることによって、若干の声の遮断についても工夫していきたいと思っております。また、児童図書とマットの距離が離れるということについては、こちらについてはお母様方が閲覧・読書したいという希望の本を一般図書のじゅうたんコーナー近くに設けることで、お母さんが子どもを見ながら本を読めるような工夫を検討していきたいと思っております。本の配置については以上ですけれども、児童図書と書いている文字の上のほうにカウンターを設けております。カウンターについては今の段階では丸型を考えておりますが、またご意見を頂きながら工夫をしていきたいと思っております。

それと、南側の階段から2階に上がって頂いて、2階部分、図面では上の方ですが、こちらにも幾分かデスク・椅子を設けさせて頂いております。閲覧できるような環境をこちらでも整えていきたいと思っております。また、前回もいろいろなご意見の中でやはり会議ができるような部屋についてもご意見を頂いておりましたので、「共同研究室」については少人数での打ち合わせ等を行えるような、「共同研究室2」については部屋を広げさせて頂きまして、図面でいうと約12名の方々は十分会議等ができるように考えております。また、こちらの部屋も可能であれば何らかの催し物等に使って頂けたらというふうにも考えております。

それと、2階の方に上がって頂きますと、お話を設けておきまして、こちらにつきましても、子どもたちが「おはなし会」等の催し物に参加したり普段のお母さんとの読み聞かせしたりなどができるような工夫を設けていきたいと考えております。

それと、右上の方については、閉架書庫を設けております。こちらは約100㎡程度の広さになっておりますが、できるだけ多くの本が並べられる、保管できるようなスペースと考えていきたいと思っております。暫定的に書架の位置を考えておりますが、もう少し本が置けるような工夫を現在行っておるところです。

以上、龍華第4地域図書館のレイアウトについてはご説明したとおりです。今年度実施設計を完了して、来年度には、議会の議決予算を頂きましたら、夏場くらいから何とか工事に入れるように

進めていきたいと思っています。

以上簡単ではございますが、八尾図書館の整備の概要と第4地域図書館の整備についてのご報告とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

井上会長：

事務局からの報告・説明を頂きましたけれども、皆様のご意見、ご質問等を頂きたいのですが、頁ごとに行きましようかね。順番にと思いますので、最初の資料1の1番表、書庫等についてご質問があれば。

もちろん集密ですのでこれは電動ですね？

南参事：

そうです。電動を考えております。上部分が奥行き9列になっていまして、高さが7段を考えています。回転を手動式となりますとかなり重たいものを回転させるということになりますので、負担の軽減を図るために電動となっております。

井上会長：

書架は当然閉架書庫なのでスチール製だと思いますが、備品ではなく工事費にふくまれているのですね？

南参事：

工事費に含まれています。

井上会長：

業者はどこになりますか。

南参事：

工事の施工主体は中川企画建設が市と契約させて頂いておりまして…。

具体的には、書架のメーカーということですかね。

井上会長：

そうです。

南参事：

そちらのほうは、来年度工事を予定しておりますので、まだ確定はしていません。

井上会長：

まだ決まっていないのですか。はいはい。

他にございませんか。

西田委員：

先程、閉架書庫に253,120冊とおっしゃいまして、引越しに「22万冊の引越しが…」とおっしゃいましたが、そしたら閉架書庫だけでも増えて、開架書庫にも…。

22万冊の引越しというのは八尾図書館の全部になるのということでしょうか。

南参事：

今、八尾図書館のほうで移動図書館を別としまして概ね22万冊程度の本を一般の利用でお渡しさせて頂いております。ここでいう25万冊というのは、全部を地下に入れるということではなくて、当然、今書架に入れている本については当然書架に持っていかせてもらいます。ただ、こちらの25万冊というのは概ねキャパとして25万冊は収容できるという説明であります。なので、将

来的に中央図書館的機能を有する図書館として整備を進めさせて頂いておりますので、やはり地域図書館としての山本図書館・志紀図書館の閉架書庫がある程度限界にも達してきているところもありますので、そういった地域図書館で保管する容量について限界があればこちらの八尾図書館で保管できるように大きな容量で準備をさせて頂いています。

井上会長：

よろしいですか。

西田委員：

はい。

井上会長：

最初の1頁目、よろしいですか。

次の頁、イメージが児童の開架閲覧室・ブラウジングコーナー、この1階部分につきまして何か。

池田委員：

図書館とは違うのですが、エントランスホールの総合受付については、人の配置はされるのですか。

南参事：

総合受付については、今現在は人の配置は考えておりません。

池田委員：

それでは、視覚障がい者の方のブロックが引いてあるのですけれども、人が居ないのにこのまま来られると混乱されるのでは。

南参事：

こちらのほうは、総合受付ということで点線で付けておりまして、実際付けるかどうかというところも悩ましいところがあるのですが、今は施設の案内表示をエントランスの壁部分に設けることを考えております。

池田委員：

壁に…？

南参事：

そうです。何らかの表示をエントランスに入ったところで分かりやすいような表示を考えておりまして、点字ブロックについては…、申し訳ございません。実際この設計図面で発注しているのですが、工事の最中に微調整で点字ブロックの位置が変わったりすることもございまして、入って来ていただいた方が分かりやすいように、エントランスホールについてはバリアフリー法などいろんな条件を合わせた形での表示をさせて頂く予定はしております。

池田委員：

誰が来られても、分かりやすい表示になるのですね。

南参事：

そうですね。今日は詳細図面を持ってきていませんが、設計の中では入れさせて頂く予定となっております。

池田委員：

分かりました。

井上会長：

どうぞ。

越智委員：

お話室ですが、それが、何組かが入ってそれぞれ親子がお話できるようなものなのですか。

南参事：

お話室については、図書館職員やボランティアの方々が行う催し物として「おはなし会」を行う場合もございますし、また、催し物がないときには、遮断された空間となっていますので、普段お母さんが小さい子どもさんに読み聞かせを行うときに声を気にされるという声も聞いております。ですので、読み聞かせなどに自由に使って頂けることも可能というように考えております。ですので、1組ということではなく、自由に使って頂けたらと思っています。

越智委員：

何かのイベントをされていないときには、常に自由に使えるということですか。

南参事：

そうです。入り口は開けていますので、自由に使って頂けたらと思っています。

越智委員：

そうですか。で、この授乳室はどのくらいのスペースですか。ほんとに小さな赤ちゃんも絵本に関心があるし、親子で来られるというのは大事だなと思うので。

南参事：

そうですね。授乳室については、概ね6㎡くらいの広さになっておりまして、大体2組くらいがご利用頂ける広さになっておりまして、こちらのほうも、オムツの仕替えのできるベッドや哺乳瓶を洗えるミニキッチンのような設備を備えさせて頂こうと思っています。

越智委員：

なんか、ちょっと2組は少ないなというふうに思うのですが。

南参事：

八尾図書館・山本図書館・志紀図書館では、授乳室というのは設けていないのですが、そういった利用の要望を頂くこともたまにあるので、その辺の状況も加味しながら、2組くらいが同時に使えるくらいがいいのではないかと。もし、そこが同時にいっぱいの場合は、2階の共同研究室などいろいろな小部屋も設けさせて頂いています。そこを弾力的に使って頂けたらと思っています。

越智委員：

なるほどね。まあ、こういう部屋がありますよということだけでも、乳児を抱えた方が気軽に行ける図書館になると思うので、非常に大事だと思います。

南参事：

最近、男の方が小さい子どもさんと来て、哺乳瓶でミルクをあげるとか、オムツを仕替える部屋の要望があるとも聞いております。

越智委員：

その場合やと男の方と一緒に？

南参事：

その辺は、弾力的にと言いますか、きちんとさせて頂きます。基本的に、授乳室を使うときは勝手に入るというのではなく、カウンターで一声かけて頂いて、司書がその辺を捌きながらやっていきたいと思っています。

越智委員：

このスペース全部が図書館の管理になるのですね。

南参事：

授乳室に関しましては、図書館のスペースと考えております。

越智委員：

他も1階については…。後で出てくる青少年センター部分だったら、どこが管理するのかなと思っていたので、まだそこは行っていませんので。1階は全部図書館の管理かな、どうかな。

南参事：

そうです。基本的には1階は図書館の機能の部分と考えております。ただ、エントランスホール部分は、共有部分という位置づけをしていますので、青少年課とどういう役割分担をしていくのかという検討をしているところです。

越智委員：

わかりました。

井上会長：

はい、どうぞ。

小垣内委員：

お話室と親子読書室ですが、これは床材の素材は、いちいち靴を脱いで入る形のじゅうたん等にしてくださいのでしょうか。それとも、同じように靴を履いたまま入るようなものなのでしょうか。

南参事：

お話室は一応、靴を脱いで入るように、できるだけフラットで、車椅子の方でも不便さがないようにと考えています。ただ、全くフラットであれば、子どもさんがどこで靴を脱いでいいのかわからないという声も頂いていますので、概ね1、2cmの車椅子の方でも不便を感じない程度の段差を設けようと考えていますが、詳細に高さが実際何cmであったかのはっきりした数字はうろ覚えで申し訳ありませんが、若干の高さを設けるといことです。

小垣内委員：

広さは大体どのくらいでしょうか。

南参事：

靴脱ぐ広さ？

小垣内委員：

お部屋全体で。

南参事：

部屋全体は、約23㎡です。ただ、物を置いたりもしますので、若干変動はありますけれども。

小垣内委員：

脱いだ靴はこの前に置いておくのですか。靴箱のようなものはないのですか。

南参事：

靴箱を置く、置かないでいろいろ議論させて頂きましたが、靴箱を置くということになりますとそれだけのスペースを空間の中でとられると。で、靴箱についても中に置くのか、外に置くのかについても議論させて頂きまして、最終的には、お話室の中に四角で囲まれた部分がありますが、そちらに靴は置いておいてもらうようなことで考えています。

井上会長：

よろしいですか。

小垣内委員：

はい。ありがとうございました。

越智委員：

ちょうど真ん中辺りに児童用のトイレになるのですかね。幼児向けのトイレという形で思っていればいいのですかね。

南参事：

そうですね。最近では、アリオなどにあるような幼稚園児や小学校低学年の子どもさんが利用できるようなトイレを設けている施設が主流になってきているので。

越智委員：

小さい子ですね。

南参事：

はい。

池田委員：

すみません。児童用トイレの件なのですが、ということは扉が若干低いということですかね。便器はたぶん小さいと思うのですが、防犯のため幼児用トイレはたぶん大人が覗けるような高さになっていることが多いと思うのですが。

南参事：

壁面の高さについては、詳細に覚えていないのですが、カウンターからも、実際にやっている姿は見えませんが、子どもさんの入った風景が見える等の防犯対策は行っています。実際児童用トイレのところの扉の高さまでは覚えていません。

井上会長：

はいどうぞ。

永富委員：

ブックポストのところですが、エントランスホールの一番南側にあるのですが、図書館側から行くと、一旦BDSを出てブックポストのところに職員が取りに行かなければならないのですよね。これは、図書館側の中に作ることはできないのでしょうか。

南参事：

まず、図書館側の中ということは想定していたのですが、建物の中から、南側の道路や東側の道路を歩行されてきた人からどこが一番分かりやすいのかなということ。ブックポストに入れて頂くのは、休館日や夜間の図書館が閉まっている時間帯になりますので、やはり見やすい・分かりやすいところということで、この位置にさせていただきました。

永富委員：

違う点ですが。この書棚の高さは、第4図書館の方は何段と書いてあったのですが、これは何段と書いていないのですが。

南参事：

児童の場合は、南側が4段、北側が3段で、配置は北側が絵本で幼児向け、南側が4段で児童向けの図書を置くようにしております。ただ、一部声の遮りとして6段を設けていますが、基本的に

上の方が3段、下の方が4段というようなレイアウトで考えております。

永富委員：

面出しというか、絵本は表紙を見られる棚があるほうがいいのですが、そういう棚も。

南参事：

そうですね。下の一段・二段目は差込みで、三段目は面展ができて、面展ができるけれども本を入れるところが少なくなってきたら、それがこういうふうになって、普通に入れられるような可変式の書棚を考えております。

小前委員：

BDSのところ、BDSが鳴る時がありますよね。そのときに対応される方は、カウンターの方が対応されるのですか。

南参事：

カウンターからの距離が若干遠くて、その辺危惧するところもありますが、BDSが何らかの作動をしたとすると、カウンターでどのような本において作動したのかということを確認できるような仕組みを考えながら、カウンターの職員が対応するというところで考えています。

小前委員：

先程、ブックポストのお話があり、図面ではどのくらいの大きさがあるのかももうひとつよくわからないのですが、図書館が大きくなったら数も増えると思いますので、十分な大きさを取って頂けたらと思います。よろしく申し上げます。

井上会長：

はいどうぞ。

松井委員：

視聴覚コーナーがありますけれども、これは別に子供向けだけというわけではなく、成人も使う視聴覚コーナーというふうに理解しておけばよろしいでしょうか。

井上会長：

ブラウジングコーナーの上辺りですね。

南参事：

視聴覚コーナーというのは、主にCD・DVDといった図書資料で、当然子どもから大人まで、ここで集約をさせていただきます。

松井委員：

それを観たり聴いたりするのは、その右側辺りにある椅子で出来るということですか。

南参事：

視聴覚の実際に見られるような設備についても当初は考えていましたけれども、やはり、昨今の利用状況や、他市の図書館の整備状況等を含めまして、今回の新しい八尾図書館ではそのような閲覧できるスペースについては設けない方向で進めさせて頂いておりまして、代わりに、パソコンで閲覧できるような環境や工夫を考えていきたいと思っております。

松井委員：

じゃあ、そのようなブースについては、この中では全くないわけですね。

南参事：

ブースについては、今回は入れておりません。

松井委員：

で、視聴覚コーナーの左側に、パソコン2台、これはOPACですよね。そのOPACの左は何の棚になりますか。

南参事：

今おっしゃったように、視聴覚コーナーの左側にはパソコン、これは館内で閲覧できる図書館のデジタル的なアーカイブ資料を閲覧できるパソコンを考えております。さらにそのパソコンの左側、西側に3つの箱を設けております。こちらは、主に新刊図書を面展ができるような書棚を考えております。

松井委員：

分かりました。あと、エントランスホールのところに、一番下のところに地域情報コーナーがありますが、これはパンフレットのようなものを並べるようなスペースでよろしいのですね。

南参事：

主に地域の祭りごとであったり、イベントの情報、行政のいろいろな催し物のチラシを展示したり、あとは、情報端末を置けるような工夫を考えています。

松井委員：

いろいろな図書館でエントランスホールに展示をされる図書館が多いですよね。話題の図書を展示したりとか、テーマを設けてそのテーマの本を展示したりとか、地域の話題みたいなものを新聞に取り上げられたとか、雑誌に取り上げられたりとかした記事を拡大コピーして展示をする、そういう様々な工夫をしている図書館が多く見られますが、そういった用途としては、あまりエントランスは考えられていないのですか。

南参事：

エントランスの地域情報のコーナーで、図書館の貸出をする本を展示するのではなくて、先程松井委員がご指摘のパソコン横で、特集本や・昨今の話題の本・新刊をそちらの書棚のところに置きたいと思っております。また、いろいろな図書にまつわるさらに大きい範囲の情報の特集については、この地域情報コーナーの掲示のところでも考えていきたいなと思っておりますし、ここの運用の手法等々についてはまだ確定はしていないところです。

松井委員：

せっかくの中央図書館的機能ということなので、小さい子どもさんや成人の方もたくさん来て頂いて、図書館のPRができてまた、図書館はこんなに楽しいところだよというような雰囲気が出せるような造りであればいいなと思いました。

井上会長：

はいどうぞ。

越智委員：

先程のお話室との関係もあるんですけども、ハイハイするような赤ちゃんが来ていて、ハイハイ出来て、どこかでハイハイ終わってそのまま座って絵本を読んでもらうとか、自分で絵本見るとか、今だったら図書館の2階にありますよね。そのような場所は、お話室以外にはないのかな。

南参事：

そういったコーナーを設けていくことも考えていたのですが、やはり限られたスペースの中で、いかにたくさん本を置くか、そしていかに書棚を設けていくかという中で、お話室のところで兼

用して使って行って欲しいと思います。

越智委員：

お話室には、絵本が並べてあるというわけではないのですよね。持って入らないとダメなのですよ。

南参事：

そうですね。お話室の中に本を置くか置かないかということもいろいろ議論させて頂きましたが、やはり、お話室でイベントをやっているときに、その中に置いている本を借りたいとか見たいときに、やはり気が引けるという意見も頂いておりましたので、八尾図書館の場合は簡単な書棚は設け、「おはなし会」のイベントで使用した絵本を数日間そこに展示する等を行います。常時本を置くような棚については考えない方向で進めさせてもらっています。

越智委員：

今の八尾図書館のように、床があって、ハイハイしながらこの本いいとか子どもが触りながら見られるという状況の場所が今回はないということなので、やはりそれは必要なと。

南参事：

その辺は、お話室のところで、お話のイベントに使用した本などをどう展示していくのかという検討になるかと。

永富委員：

一番北側の階段の下の所、青少年コーナーですかね。こちらはこういったスペースですか。

南参事：

こちらは、ヤングアダルトの本など、そのようなスペースとして考えております。

永富委員：

この丸はテーブルですか。

南参事：

はい、テーブルですね。

井上会長：

よろしいですか。他にございませんか。

あの、この児童の1階の部分カウンターで、基本的に、2階の一般成人の資料の貸出・返却の両方をここでするのですか。

南参事：

貸出等のカウンターにつきましては1階で集約する方向で考えております。2階にもカウンターを設けておりますが、レファレンス等を中心に行うカウンターとさせて頂きまして、貸出・返却・予約・登録等の作業については1階で集中させて頂くことによって、効率的な人員配置を考えていきたいと思っております。

浦上教育長：

すみません。ちょっと1点だけ。私が発言するのは何ですが、先程、池田委員がおっしゃった点で、今いろんな問題が起こっていますよね。やはりきちりとした体制を組んでおかなければいけない。カメラで撮影するとか、今こういう記事が多いし、公の機関でそんなことがあってはいけないので、安全体制については十二分に考えておかなければならないと思いましたが発言させて頂きました。それと、カウンターから児童の女の子のトイレは直線になっていますよね。だから、把

握はできるのかなと思っていますが…。これ何mくらいあるの。

南参事：

カウンターから児童のところまでですか。概ね3mくらいですかね。

浦上教育長：

それなら距離は短い。何かあったときにはすぐ見られる。

南参事：

人の出入りや動いている等は見られるようなガラスで考えております。

井上会長：

危機管理の話が出ていましたが、監視カメラはどういうふうに、死角になるようなところに置くというのは非常に議論になるところですが、それは考えてもらっているのか。

南参事：

館内の開架閲覧室内の防犯カメラは、基本的には考えていないのですが、ただ、幾分か防犯カメラは設置することを考えております。当然人の出入りする部分や、建物全体の死角になる部分等については防犯カメラの設置も必要かなと考えております。ただ、図書館の中で個人の方々がどのような本を読んでいるのかを見られるというのはいろいろな議論もあると聞いていますので、防犯カメラの設置については慎重に整理をしていきたいと思っております。

井上会長：

死角になるところでね。

よろしいですか。

松井委員：

思い出しまして。たとえば、子どもたちが学校の宿題をしに図書館にきたよというときに、そのスペースというのは、「階段3」と書かれたこのテーブル辺りが使えるということになりますか。

南参事：

子どもたちの宿題をするのは、基本的には4階部分の学習室というところを設けております。

松井委員：

そっちですか。

南参事：

はい。ただ、小学生低学年のお子様方が学習室で勉強するのが本当にいいのかというご意見も頂いております。実際に子どもたちが宿題をするようなところ、その内容にもよりますが、館内の机を使っただけのような、周囲の方々の邪魔にならないような辺りを含めまして、実際の運用で考えていきたいと思っております。ただ、今現在は、小学生低学年の子が宿題をやりに来たら「ここでやってよ」という具体的な取り決めはないです。

松井委員：

そうですね。

まあね、本のある傍で、宿題をできる環境のほうが望ましいのではと思うのですよね。夏休みの調べ学習とか課題学習とかになりますとできるだけ本の傍でというふうには思うので。

井上会長：

学習室には、基本的にレファレンスブック的なものを置いておかなければなりませんね。そのへんはまた、運用で考えて頂きましょう。

松井委員：

念のための確認ですが、自動貸出機も1階のカウンターの近くにやはり置かれる予定ですか。

南参事：

具体的に図面ではまだ明記していませんが、カウンター周辺に自動貸出機を予算の範囲の中で2台くらいを想定して考えております。

松井委員：

有難うございます。

井上会長：

カウンターからできるだけ近い位置に置かないと、トラブルがあったときにいちいちカウンターから走って行かなければなりませんからね。そのへん十分検討頂いて。

そしたら、次の3頁目。一般成人部分のところ。約550㎡の開架室に約5万8千冊収納できると説明がありましたが。

どうぞ。ご質問ありませんか。

ございませんか。

あの、カウンターの下の部分の机・椅子があります。この空間の部分が、レファレンスや地域・行政資料のコーナーというふうに基本的に解釈していいのですね。

南参事：

前回の第1回目の会議のときにお示しさせていただいた資料の中で、「八尾図書館整備事業 整備の概要について」という中で、2階部分につきまして、概ね閲覧室の右の方に「一般開架閲覧室」と書いてあります横にずらりと縦に並んでいるところが一般図書としまして、真ん中少し上のほうの「E V 3」の下部分については、特集の本・新刊の本を設けるような配置を考えております。今、井上会長がおっしゃったようにカウンターの下の部分の書棚につきましては、郷土・行政資料、参考書などの資料を配架させて頂く予定としております。

井上会長：

この頁、よろしいですか。

もし、何かあったら後で…。

はい、どうぞ。

松井委員：

先程の1階で質問すべきなのかも知れませんが、結局、お母さんが小さいお子さんと来られたときに、1階が児童で2階が成人に分かれているということで、子どもさんの面倒を見ながらお母さんが自分の本を探したいといったことが非常にしんどいところが見えるかなと思うのですけれども、例えば、1階の児童のコーナーにお母さんがよく利用されるような雑誌や子育ての本をある程度並べるといったことは可能なのでしょうか。

南参事：

そういったものは、第4地域図書館では実現できる方向で考えていますが、八尾図書館の場合も料理や手芸等の本を配置させて頂くことも検討させて頂きましたが、やはり、分類上のことや、子育て中の方々だけがその本を読むのではないという違う角度からのご意見も頂いています。なので、今回八尾図書館についてはどこにどんな本を置くか詳細は決まっていますが、今委員がおっしゃった配慮については考えていません。

松井委員：

例えば、富田林市の図書館では、赤ちゃんコーナーというコーナー設定で、赤ちゃんの絵本のすぐ横にお母さん向けの雑誌やちょっとした本を置いてあるのですね。棚としてはほんのちょっとした1つの棚で納まる資料の分量なのですが、赤ちゃん向けの絵本のすぐ横にそういう棚があるということで、お母さん方には非常に好評なのです。特に小さい子どもさんに対するお母さんがよく利用されていると聞いておりますけれども、多少そういうコーナーをほんの棚の小さいスペースで叶えることができることですから、一回検討してみてください。

南参事：

また内部で検討させていただきます。

井上会長：

お話室も親子読書室も、外側の所に壁面に書架がありますので、その辺を利用したらできると思いますので、まだ時間がありますので検討してみてください。

越智委員：

よろしいですか。

井上会長：

はいどうぞ。

越智委員：

以前に、この図書館協議会から行かせていただいたと思うのですが、万博公園の近くにあったと思うのですが、その図書館の中に視覚障がい者用のスペースがあって、点字の本や視聴覚の資料のスペースがあったのですが、そういうスペースはないのですか。視覚障がいの…。車椅子の人とかはね1階に車椅子を置けるスペースがあったり、あと車椅子が通れる形にはなってあったりしていると思うのですが、視覚障がいの人とかは…。

南参事：

そういった方のスペースとしては、2階の一般開架閲覧室の左側に「対面朗読室」を設けさせて頂いております。こちらで、対面朗読というサービスや、今後八尾図書館で、音声での読み聞かせができるなど様々な視覚障がい者サービスに対応した昨今の新しい機材についても何とか導入していきたいとも考えており、具体的にどのレベルの機材を置くかという最終的な詰めをやっているところです。通常の読むサービス以外にも何らかの機材の導入も考えていきたいと思っております。

小前委員：

対面朗読室へ行く動線はどのようになっていますか。

南参事：

具体的に、点字の案内ということですかね。

小前委員：

そうです。なんか途中で終わっていますが…。EV3を使うのですかね。

南参事：

そうです。図書館内の1・2階の上下移動についてはEV3をご利用頂きまして、EV3を降りて対面朗読室へ来ていただいたらと思っております。

小前委員：

そうすると、EV3は視覚障がいの方が1階から入ってエントランスホールずっと行って、カウ

ンターを越えたところから上がってということになりますね。

南参事：

はい。

井上会長：

当然点字ブロックを引くことになるでしょうから、長い点字ブロックになるでしょうね。
よろしいですか。

次の頁。ここは基本的には、管理は…。

南参事：

そうですね。この3階部分は、八尾図書館管理のエリアではないので、違う所管となっております。

井上会長：

違いますね。はいはい。

よろしいですか。

では、一番上の4階の学習室等について

小垣内委員：

学習室は普段は自由に入れるということですが、普段もずっと電気は点けばなしで、どなたかがいらっしゃるとかではないということですか。

南参事：

普段は電気点けばなしで…と？

小垣内委員：

学習室は常に使える状態で置いてあるということですか。

南参事：

利用時間枠の中では使って頂きたいとは思っておりますが、誰でも使えるというのではなく、一定何らかの受付は必要かと考えております。

小垣内委員：

そしたら、4階に上がってくことで、受付なりにどなたか人員配置をされて、学習室を使いますよという。どなたか置かれるということですか。

南参事：

学習室だけというのではないのですが、学習室の左下辺りに「管理室」というのを設けております。そちらのほうで、施設全体管理をするものと、学習室の管理をできる者を配置する、そういったことで青少年課のほうと学習室の管理の手法については、管理人室の人を活用できないかというところの検討を、今やらせて頂いております。

小垣内委員：

そうですか。防犯面についても、管理室のほうで管理される？

南参事：

防犯？

小垣内委員：

学習室広いですし、例えばお子さん一人で勉強しているというときにも、ちゃんと管理、防犯的にもして頂けるのか。

南参事：

そうですね。巡回はさせて頂くということで考えていますが、何時間おきに巡回するのかという詳細までに至っていないのですが。当然管理人室のところで施設全体を巡回するのですが、巡回する人が警備員として巡回するののかというところはいろいろな契約の問題もございますので、学習室の安全対策につきましては、関係部署とも検討しながら考えていきたいと思っておりますし、当然今までは主に中学生・高校生の方々のみが学習されていたということでしたが、これからは広く一般の方々も学習室に来られるということになりますので、懸念の声も実際お問い合わせの中で頂いております。その中で、ここでの子どもたちが引き続き安心して勉強していける場をどう作っていくのかということについては、青少年課とも検討させて頂いているところであります。

小垣内委員：

よろしく願います。

井上会長：

はい、どうぞ。

池田委員：

学習室の件ですが、もうひとつ確認なのですが、この管理人室は常時誰か人が居るということで認識していいのでしょうか。

南参事：

常時というのは、当然、ここの者は巡回するときもございますので、そのときは、やはり…。

池田委員：

このフロアーには誰か。

南参事：

巡回というのは、建物の中を巡回することになりますので。

池田委員：

このフロアーだけではなく、建物全体の。

南参事：

この管理人室はこのフロアーだけの管理人室ではなくて、建物全体の管理人室という機能を併せますので。

池田委員：

もうひとつ。図書館の管轄ということなので、学習室の利用時間というのは、図書館の開館時間と同じとなるのでしょうか。

南参事：

今現在の学習室については、お正月の年末年始以外は使用して頂いておりますので、そういったところの部分はできるだけ継承していきたいと思っております。ですから、図書館としての開いている時間帯と学習室を必ずしも併せるということではなくて、今現在の利用時間枠では引き続き利用して頂ける方向で、関係課とも調整を進めているところであります。

池田委員：

有難うございます。

井上会長：

はい。

越智委員：

今の学習室なのですが、結局、ここの管理はどうなるのですかね。どこの課がやるのですか。図書館の管理？

南参事：

そうです。学習室については、新しい図書館に学習室機能を設けていくということで進めさせて頂いておりますので、八尾図書館の管理として考えております。

越智委員：

図書館の管理になるのですか。

一応、青少年課センターがここに来るという形ですが、前の青少年センターで言えば、真横に警備員室があって、警備のおちゃんがずっと居てはったんですが、今度は警備員さんが館全体になって、見に来るという程度になるということと、先程のことを聞いて思ったのですが、以前の青少年センターは、警備のおちゃんが居てはるのと同時に、青少年しか居てなかったんですけども、今度は一般の広く大人の方も居られるということで、なんか以前と変わる感じがするのですが、ひとつは何かあったときにどう対応できるのかなと不安な思いがあるんですが、その辺はちょっとご検討いただけたらなと思いますね。

井上会長：

よろしいでしょうか。

次の資料2、第4地域図書館。ご質問ご意見ありませんか。

どうぞ。

小垣内委員：

前回もお話が出ていると思うのですが、2階でお話をするところということでやはり遠いと思うのですが、これはもう絶対的にこうというもので変わらないのでしょうか。下にブラウジングコーナーというふうに新聞とか雑誌があり、ここで声を遮断する意味もあるということですが、さっきおっしゃっていたように、やはりお母さんが読み聞かせとかするのは児童書の隣がいいないつも思うのですが、これを変えるというのはいないものなのですか。

南参事：

昨年度、基本設計を作成させて頂いて、その中でも龍華コミセンの運営協議会や、地域の方々のワークショップ等々開く中、それとパブリックコメントで様々なご意見を頂きまして、その中で基本設計といたしまして一定の案をお示しさせていただいたところ、基本設計を今年の3月に確定させて頂いたところでありますので、今までの議論、地域の方々のご意見を聞きながら固めてきたことですので、そのあたりはご理解頂きたいと思います。

井上会長：

これは、お話室に限定していなくて多目的室的に使うということでしたよね。「おはなし会」というものは毎日やるわけではないし…。

南参事：

今、井上会長がおっしゃったように「おはなし会」という催し物で使うということについては、今後この図書館をどう運営していくかという中で、「おはなし会」をどんな形で進めていくのかというのもまだ固まっておられませんし、当然ボランティアの方々に活用頂きながら「おはなし会」という催し物を進めていきたいと思っております。ただ、井上会長がおっしゃったように、いつも何

かの催し物をしているわけではありませんので、その辺は弾力的な活用ができるような、スペース的には40㎡くらいの大きさになるのですが、「おはなし会」だけでなく、いろいろな活用をして頂きたいとは思っておりますが、基本的には幼児・子どもたちの読書意欲の向上に活用して頂きたいと思っております。

井上会長：

はいどうぞ。

池田委員：

児童図書の児童コーナーの部分ですが、前の地域の説明会でのお話では、2階のお話室の他にカーペットコーナーを作って、子どもたちがリラックスして読めるようなコーナーができるようなこととんでいたのですが、そういったコーナーは無くなったのでしょうか。

南参事：

フロアカーペット的なスペースについては、右下の階段下の辺りで点々となっている部分、その辺りで広く子どもたちが寝そべりながら本を読んだりするスペースという案を固めさせて頂いております。

池田委員：

もうこれは決定なのでしょう。どうしても、これは一般図書のすぐ近くにあるということや、本の滝というところの死角にならないのかとかいろいろ危惧する点があるのですが。

南参事：

本の滝で完全に隠れるといったわけでもないのですが、やはり子どもたちが出入りできるスペースを考えておりますし、先程八尾図書館でおっしゃっていたように、お母さん方が読みたい本をできるだけ本の滝の前に並べることと、椅子を置くことによって、お母さんたちの目が届くところで子どもたちが寝そべりながら本を読むというような環境を設けていきたいと考えています。

池田委員：

どうしても、児童コーナーと一般図書、一般の方から子どもの声がうるさいとか苦情が入らないように気を使わないように児童コーナーと分けられていると思うのですが、中に入り込んでしまうと意味がないのかなと思ったりしますが、どうなのでしょう。

南参事：

完全に声を遮断するという事は、やはり元々図書の本棚をどれだけ置けるのかというところで、できるだけ多くの本を置きたいという声も頂いております。その中で、児童図書を置いているところに一定の書棚を置きますと、やはりこの階段下がデッドスペースになってしまうという懸念もございまして、そういった階段下を有効活用する意味で、なおかつ本棚をよりたくさん置くということの2つの目的を達成するために、1つは階段下を有効活用するなかでマットを置いて、そこで子どもたちが本を読んで、やはり図書館の中ですので、子どもたちに大声を出すということに対してはやはり保護者の方々のご協力を頂きながら、他の方々が楽しく本を閲覧できるような環境を整えていくべきだと思っております。ハード面だけで子どもたちの声を遮断することについては不可能なこともございます。その点についてはお母さんがたのお力添えを頂きたいと思っております。

池田委員：

前が閲覧コーナーというか、机と椅子が置いてあるので、やはり耳障りになるような気がするのですが、これは、配置としては暫定的なのでしょう。

南参事：

まだ、案という形でお示しをさせて頂いていますけれども、我々としましてはいろいろなパーツの配置を考える中で、こういった案をまとめさせて頂いております。でまあ、今日のご意見を頂く中で、池田委員がおっしゃるように声の問題がありましたら、この本の滝の部分でできるだけ声をどういうふうに吸収していくのかという検討をさせて頂きたいなと思います。

池田委員：

有難うございます。

井上会長：

はいどうぞ。

北田委員：

人員は何名くらい予定していますか。先程の話と思いますが、人員です。人員配置です。

南参事：

山本と志紀と同等規模の図書館を想定していますので、職員体制については概ね15～20名程度と思っています。ただ、具体的に勤務の時間帯なども含めまして最終的に決定していくと思いますので、具体的にここに何名配置するかはまだ確定しておりませんし、検討にも至っていません。

北田委員：

分かりました。

井上会長：

真ん中に柱があって、カウンターが変形になっていますけれども、基本的に柱より前に飛び出ているのを柱の面に併せて頂いて、カウンターを横一列にしてもらって、その下の児童図書の書架の列が少なくなっている部分を左右横の書棚と面を合わせて頂くと、各2面ずつ増やせますので、このへんカウンターの位置に問題があると思いますので、検討頂くようお願いいたします。

はい、どうぞ。

永富委員：

用語の説明なのですが、「キャレル」って、説明を聞いていたら椅子かと思ったのですが、特別な椅子ですか。

南参事：

「キャレル」というのは個人個人の机というイメージで持っていたら。

井上会長：

机・椅子ですね。ワンセットになっているもの。

永富委員：

ワンセットになっているのですか。児童図書の下側にあるのは、椅子と机がセットされた…

南参事：

長テーブルの中に椅子があるというか、一人ひとりが座れるような。

永富委員：

それと、2階部分一番左の「キャットウォーク」というものは？

南参事：

これは建築上なのですが、こちらの壁面は大きなガラス窓になりますので、その点検用の安全確認のための通路で、一般の方は入れないです。

池田委員：

北側の本の滝ですが、これは前回ありましたでしょうか。本の滝というのはあくまでも飾りなのですかね。

南参事：

本の滝というのは通称で言っているのですが、図書館内の本の滝というのは、本棚の壁が高くなっているイメージで持って頂きたいのですが。

池田委員：

それは貸出可能なのですか。

南参事：

上のほうまで入れてしまうと、本は取れないので、上のほうはあくまでも展示と考えています。手の届く範囲までのところは貸出用の本を入れることも考えています。

もうひとつ、エントランス部分の「本の滝」はこの建物全体の展示と考えておりまして、コミュニティセンターの方々が陶芸や花などいろいろなものを作品として製作されています。コミュニティセンター利用者の作品を展示したり、図書館で行う「おはなし会」の本を展示したりそういった形で、エントランスホール部分の本の滝については考えております。

池田委員：

これは本が並ぶわけではなくて、そういうものが並ぶような棚ということですか。

南参事：

そうです。

池田委員：

分かりました。有難うございます。

井上会長：

はいどうぞ。

越智委員：

2階部分ですが、トイレが男子用・女子用とありますが、これは大人用ですかね。右の中に2つ男子用・女子用とあるのですが。

南参事：

出張所の右側にある男子用トイレ・女子用トイレは一般的な成人も使用できるトイレとなっていて、図書館のブラウジングコーナーの上部分に書いてあります児童用が、先程の八尾図書館と同様にお子様のご使用頂くトイレと分けさせて頂いております。どうしても子どもさんの場合は我慢する時間も短いということもありますので、外に出て行くよりも中をご利用いただけるような環境を整えていけたらなと思っております。

越智委員：

これは、男子用1つ、女子用1つということですか。

南参事：

男子用が小1大1、女子用が大1ということで考えております。

越智委員：

ちょっと少ないと感じたもので。

南参事：

限られたスペースの中でできるだけ作って行きたいと思っておりますので。

小垣内委員：

児童図書の窓際の椅子が、長い机があって、それに一つ一つ椅子があるという感覚でお聞きしているのですが、ここで勉強したりとか自習したりとかという意味合いのものなのでしょうか。

南参事：

図書館の中なので、勉強してはいけないと禁止することは難しいですが、個人の方々が場所を朝から独占している場合もありますし、そのことによって他の利用者の方々が本を読めないということの問題も生じています。その辺はご配慮頂きながらご利用いただけたらなと思っております。

小垣内委員：

西に向かって本を見るという感じだと思いますが、西日がずっと来ると思うのですが、その西日対策というようなものは。

南参事：

この図面では示しておらないですけども、イメージパースの中の図で書いておったのですが、こちらにはルーバーを設ける予定をしております。ルーバーを活用することで、直射日光が入りにくいようにして行きたいと思っておりますし、当然ガラス窓についても日を遮断するような工夫を考えています。ただ、最終的に実施設計のいろんな案の段階にありますので、西日対策についても当然検討しながら何らかの手立ては講じていこうと思っております。当然、西日が入ってくるということで本が傷んだり焼けたりするという懸念もございます。そういったことも十分配慮した設備のほうを考えていきたいと思っております。

永富委員：

西側だけ横線が引いてあるのは、床が違うということですか。

南参事：

これは、建築図面の書き方らしいので、私自身も詳細までは知らないのですが、床フローアは同じようなタイルカーペットを考えております。

永富委員：

ここのキャレルが置いてあるところにカーペットを敷いて、子どもたちが床に直に座れるようにはできないのでしょうか。

南参事：

そうなりますと、階段下部分との役割分担を検討しなければなりませんし、また階段下にこれを入れ替えたときに階段下を独占されてしまう、先程も話しましたように、人通りがないということで個人の方が独占してしまうという懸念がございますので、その辺いろいろ工夫しながら考えていきたいと思えます。

池田委員：

希望というか、お願いなのですが、児童のコーナー、ここにマットのコーナーがあるということですが、やっぱりどう考えても小さいお子さんをお持ちのお母さんが本を読んであげようというときにそれをもってこちにまた移動してというよりは、ここら辺にもうひとつ小さい机と椅子があったりとか、そこら辺が少し少ない気がするので、あったらいいなと思いました。

キャレルというのは一人ひとり独立しているようなので、小さい子どもさん向けのものがあればいいかなと思います。

南参事：

その辺、今回工夫させてもらいたいと思います。

池田委員：

もうひとついいですか。利用時間の件なのですが、志紀図書館とかも中学生の利用時間が17時までとなっているかと思いますが、今回この龍華の図書館は隣がすぐ龍華中学校となっていますので、できたら部活が終わった後でもちょっと見られるような時間に利用時間を変更ということは考えられますか。

南参事：

後ほど資料でご説明を考えていますが、利用時間については、今様々なご意見を頂いておりますので、その辺も含めまして考え方をまとめていきたいなと思っております。

池田委員：

じゃあ、延長ということも可能？

南参事：

子どもさんの場合はいろんな観点からの意見も聞いております。遅くまで、図書館に居ることがいいのかどうかというご意見も頂いておりますので、その辺も兼ね合いしながら考えていきたいと思っております。

池田委員：

開館時間自体がそんなに遅くまでされないですよ。

南参事：

龍華の場合は何時から何時までとは決めてはいないですが、今おっしゃっていたように、子どもさんについては、子ども一人できている場合には、延長開館で7時まで開館している場合でも5時には帰って頂くようにしています。それを、中学生の場合は一人でも7時まで居られる様にして欲しいというご意見かなと思いますが、そういうご希望も頂いておりますが、一方で遅くまで居ることによって帰りの時間帯の安全確保などいろいろなご意見を頂戴していることも事実ではございます。その辺も含めまして、何時までご利用頂くか考えていきたいなと思っております。

池田委員：

是非、ご検討ください。お願いします。

浦上教育長：

よろしいですか。今の点で、私も3月まで現場に居りましたので、大体5時にクラブ活動を終えて、真っ暗になっていますから、それで、学校教育活動というのは、5時に終えて家に帰るのが指導です。登下校中は、学校の範疇です。その中で、途中寄り道して、勉強のための寄り道、遊ぶための寄り道いろいろあると思います。その中で何か起こったときにやはり問題となるのですよね。だから、今おっしゃっている気持ちは良く分かりますが、そのへんは学校ともよく話をしていかなければならないし、この場や図書館だけの話ではないので、もう少し幅広く考えていかなければならないのではないかなと思いましたが、ちょっと現場側の話をさせてもらったほうかと思われましたので発言させて頂きました。

池田委員：

有難うございます。

井上会長：

これはまだ案ですので、いろんな意見も頂きましたので、実施設計に向けて検討して頂きたいと思
います。

井上会長：

それでは、「(2) その他」のところに入っていきたいと思えます。その他の「①図書館の開館日
時に関する利用者アンケート結果(暫定値)について」事務局から報告して頂きたいと思えます。

南参事：

それではお手元配付の資料3をご覧頂きたいと思えます。

資料3におきましては、池田委員もおっしゃっていただいたように、また、前回第1回目会議で
もご意見がありましたように、図書館の開館日時の時間帯、今現在火曜日から日曜日、基本的には
10時から5時、水・木・金については午後7時まで開館しております。果たしてそれが、新しい
図書館や第4地域図書館が開館して、そのまま今までどおりの時間帯でいいのかということを経々
な形で検討を進めさせて頂いているところですが、今回、実際に図書館をご利用頂いている方々に
対しまして、簡単ではございますがアンケートを実施させて頂きました。

資料でご説明させて頂きますと、本日配付させて頂いておりますA3一枚ものが実際に配布させ
ていただいたアンケート用紙となっております、アンケート用紙をご覧ください。アンケート用
紙で「ご協力をお願い」ということでさせて頂いて、実際には開いて頂いた問1のところから、男
性・女性などの一般的なことや、普段ご利用頂いている図書館、普段何時くらいに図書館に來られ
ているかなどの利用の形態をお伝え頂いています。右側については、実際に開館する時間について
の希望、今の開館時間に対して満足か不満足か、不満というご意見があれば、開く時間が遅いから
不満なのか、閉まる時間が早いから不満なのかといったご意見を頂きまして、その不満に対して、
じゃあ図書館は何時に開いたらいいのか、何時に閉まったらいいのかというところ、そして問12
では、図書館の開館時間が長くなったり、閉館時間が遅くなったりした場合実際にその方は図書館
を利用する形態が変わるのかということのご意見を頂いております。また、最後の4頁目にいきま
すと、今の開館日時で満足しているか、していないか、不満であったらその理由は何か、月曜日に
利用できない、祝日に利用できないなどいろいろなご意見を頂いております。その中で、図書館の
開館日時が増えた場合図書館の利用状況が変わるのかどうかというご意見も頂いております。そう
いった、あとは問16では、図書館開館する日時や時間帯について自由にご意見を頂いております。
また、問17では図書館全般についてのご意見を頂いております。

そういったアンケートにおきまして、9月28日より配布を行い、9月30日も本来配布予定だ
ったのですが、暴風警報のため臨時休館させて頂きましたので、改めて10月7日にさせて頂き、
実際に28日、29日、10月2日、3日、4日、7日と配布を行いました。全体で1,200枚、
八尾図書館・山本図書館・志紀図書館それぞれ400枚ずつ配布させて頂いています。配布する時
間帯についても、朝の10時、午後3時、夕方5時と利用形態の方々が入れ替わる時間帯を想定し
て満遍なく配布させて頂いております。

配布枚数1,200枚に対して、回答回収が678名の方から頂いております。その中で問1の
①性別、②年齢層で概ね40代、50代、60代、70代の方々からそれぞれ満遍なく回答頂いた
と思っております。暫定速報値の資料をご覧頂きたいのですが、ここの中では、現在させて頂いた
質問について集計作業をさせて頂いております、お示しできる範囲では問3の来館頻度につ
いてまである程度集約できたと思っております。それぞれの質問に対する回答についてこちらの

ほうに示めさせて頂いております。先程の開館時間・開館日時等の満足等々については、今現在集計作業をさせて頂いておりますので、その結果については改めてご説明・ご報告をさせて頂きたいと思っております。

なお、多々の業務の中でさせて頂いたので、若干の数字が詳細に確定させて頂く中で変動するかと思います。概ねアンケートさせて頂いた内容と、このような回答を頂いておりますので、ご報告とさせて頂きます。詳細な分析結果等々については、次回の図書館協議会のときに何らかの形でお示しさせて頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

井上会長：

このテーマについては、次回詳細な数値の出た時点で議題に取り上げさせて頂きますので、次の「②大阪府下10市による利用状況について」資料4の報告をお願いします。

山田館長補佐：

大阪府下10市による相互利用状況についてご報告いたします。

お手元の資料4「大阪府下10市による相互利用状況について」をごらんください。

本市では、従来、大阪市、東大阪市、柏原市と図書館の相互利用を行ってきたところですが、住民の生涯学習の場を拡大し、教育の向上と文化の発展に寄与することを目的として、本年の7月1日より「富田林市」「河内長野市」「松原市」「羽曳野市」「藤井寺市」「大阪狭山市」の6市と新たに相互利用を開始したところでございます。

今回の資料は、新たに相互利用を始めた6市からの利用について、10月末現在の実利用者数、登録者数、延べ貸出人数、延べ貸出点数についてまとめたものでございます。

それでは資料の説明でございしますが、各市からの利用状況といたしまして、富田林市からの利用は、実利用者が3人、登録者が4人、延べ貸出人数が6人、延べ貸出点数は9点となっております。

以下、河内長野市から、実利用者が1人、登録者が1人、延べ貸出人数が1人、延べ貸出点数は3点、松原市から、実利用者が4人、登録者が3人、延べ貸出人数が14人、延べ貸出点数は22点、羽曳野市から、実利用者が11人、登録者が12人、延べ貸出人数が74人、延べ貸出点数は175点、藤井寺市から、実利用者が22人、登録者が25人、延べ貸出人数が51人、延べ貸出点数は184点となっております。なお、大阪狭山市からの利用はございませんでした。

これら、新たに相互利用を開始した各市からの開始から4ヶ月間の利用状況を合計いたしますと、実利用者が41人、新たに登録された方が45人、貸出者の延べ人数が146人、貸出点数としては延べ393点となっております。

これを1ヶ月で平均しますと、実利用者が約10人、登録者が約11人、延べ貸出人数が36.5人となっており、1ヶ月に約98点の貸出を行っているところです。

以上、甚だ簡単ではございますが、大阪府下10市による相互利用状況についての報告とさせて頂きます。

井上会長：

4ヶ月ですけど…、よろしいですか。

松井委員：

逆に、八尾の市民がどこの市にどのくらい借りたかというデータはないのでしょうか。

山田補佐：

各市に照会ができておりません。

井上会長：

年度末にならないと。

松井委員：

それはいずれ何らかの形で10市全体の統計データは出るのでしょうか。

山田補佐：

第1回の協議会で報告させていただいた一年間の統計という形の中で報告させて頂きたいと考えております。

松井委員：

そのときには10市全体の統計が出てくる？

山田補佐：

それを考えております。

越智委員：

八尾市民がどこかで借りた場合ですが、10市以外で府立図書館にうちも良く行くのですが、府立図書館で借りているというのは出るのですか。

佐古田主査：

年次統計資料に出しております。

越智委員：

府立図書館まで行ったら、こういうものがそろったらいいねんというふうなものがいろいろあると思いますので、やはり、重要な参考になると思います。

佐古田主査：

八尾図書館の佐古田です。統計の数字について補足させて頂きますと、他市で八尾市民の方がどの程度何人、何件利用されているかは相手の市に聞けば分かるのですが、それぞれの市によって統計のシステムが違いますので、たとえば住所が八尾市民の方がどのくらいいらっしゃるというのは大体どこの市でも出るようなのですが、例えば300人いらっしゃって、その300人のうち何人が今回新しく始まった協定によって増えた数なのかシステムの関係上出ない市町村もあるようです。年度が終わった時点でこちらから照会させて頂いても、全体で300人だけれども、そのうち在学なり在勤なりで登録されているのか、行政協定で登録されているのかの内訳は出ませんといわれる場合があります。

井上会長：

よろしいですか。

永富委員：

広い地域で貸出ができるようになって、私も利用したいなと思うのですが、借りても返すときが…。私も府立図書館によく行くのですが、借りるときはこれが読みたいと思って借りるのですが、返すのがなかなか…期限ギリギリになって返すのですが、数字上では出ないと思いますが借りられた人が、期限を守られなかった率というのは出ないものなのでしょうか。

佐古田主査：

出るか出ないかは、システムを確認しないとちょっと分かりません。

永富委員：

だから、八尾市以外の人の率とか…、市以外の人は率が高いとかだけでもでると…

井上会長：

基本的に統計の中に延滞の内訳というのは統計の項目の中に入っていないので、おそらく出ないと思います。どこの図書館でもね、そこまで統計を細かくやっているところはないと思います。

永富委員：

この利用者数と登録者数が違うのは、利用者した人が複数登録できるのは判るのですが、松原市で、人数が違うのは。

小前委員：

3人のうち1人は2回行ったということではないですか。

永富委員：

延べということですか。

松井委員：

柏原市の市民が、八尾市の方に来られた方の人数はここには載っていないのですが。特に、柏原の方が来られていないということなのですが、それは、私は不思議だなと思っているのですが。

井上会長：

柏原と東大阪と八尾は昔から3市協定でやっていますので、これは新たに10市になって追加になった市町村の統計ですから。東大阪とかは…。

松井委員：

特に今更ということですね。分かりました。

井上会長：

いずれにしろ、年度末には全部出ますよね。

山田補佐：

1年間の事業報告という形の中でお示しさせて頂く予定としております。

井上会長：

よろしいですか。

そうしましたら、次の報告分の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正案について」説明をお願いします。

竹内館長：

それでは、『公立図書館の設置基準及び運営上の望ましい基準』の改正案についてご報告いたします。

お手元の資料5「『公立図書館の設置基準及び運営上の望ましい基準』の改正について」をご覧ください。

本基準の改正につきましては、平成13年7月に告示された現行の基準について、その後の社会の変化や新たな課題への必要性や平成20年の図書館法の改正を受けて作成されたものでございます。

主な改正点といたしましては、図書館法の改正を踏まえた規定の整備、図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化に対する規定の整備、図書館の運営環境の変化に対応するための規定の整備、その他となっております。

お配りしております「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準改正案」を併せてご覧下さい。

主な改正点といたしましては、図書館法の改正を踏まえた規定の整備として「運営状況に関する

評価の実施やその結果の住民への情報提供」に関して改正案8頁の第2の一の1の(二)に「ボランティア活動等の学習成果を活用して行う活動の機会の提供」に関して15頁の第2の一の3の(六)にそれぞれ規定されております。

図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化に対する規定の整備といたしましては、3頁、第1の三では運営の基本として、知識基盤社会において地域の情報拠点としての役割、5頁第1の四では利用者等の学習活動支援機能の充実に向けた他の施設等との連携・協力、11頁、第2の一の1の(六)にはサービスの水準の達成に向けた施設・設備について示されております。

次の図書館の運営環境の変化に対応するための規定の整備といたしましては、7頁、第2の一の1の(一)において基本的運営方針及び事業計画の策定、公表について示されているほか、専門的職員の確保や研修機会の拡充、事業の継続的・安定的な実施について示されております。

また、その他といたしまして、著作権等の権利の保護に関する規定や危機管理に関する規定等が追加されているところです。

以上、甚だ簡単、雑駁ではございますが『公立図書館の設置基準及び運営上の望ましい基準』の改正案についての報告とさせていただきます。

井上会長：

この件で何かご質問はありませんでしょうか。改正案ですので、最終ではございませんので、最終のものが出たときに、またやりたいと思います。これをいちいちやる時間もございませんので。

井上会長：

その他の事務局からの報告はありますでしょうか。

竹内館長：

週刊朝日10月26日号についてですね。

山田館長補佐：

すみません、資料を追加で配付させて頂きたいと思いますので、しばらくお待ちください。

小前委員：

さっきのやっぱり「実利用者数」は「延べ貸出人数」と下の方にあるから、やっぱり分かりませんね。やっぱり、実利用者数と、登録者数が…。すみません。

永富委員：

いえいえ。

井上会長：

登録者数よりも実利用者数のほうが多いというのは、ちょっとおかしいですね。

竹内館長：

八尾図書館より、週刊朝日の掲載内容に対する対応について、ご報告させていただきます。お手元資料「所蔵図書の閲覧制限について」をご覧ください。

教育委員会におきましては、本市が取り組む「人権が尊重される社会づくり」を積極的に進めているところでありますが、今般の週刊朝日10月26日号の「ハシシタ 奴の本性」と題する記事について本市の人権に対する取り組みに照らし、適切ではないと思われる記載があったことから、10月23日開催の教育政策会議において、市立図書館での当該雑誌の取り扱いについて検討を行ったところです。当該雑誌に掲載された記事には、八尾市の具体的地区名を挙げ、被差別部落があるとした記述があり、差別を助長する内容であることなどから、掲載内容は不適切であり、市立図

書館において該当記事を市民に貸出、閲覧させることは適さないと判断し、閲覧の制限を講じることを決定したところであり、制限の具体的手法については、図書館において検討することとしたところです。

次に、当該雑誌に係るこの間の経緯であります。図書館におきましては10月17日に新刊雑誌としまして館内閲覧を開始しておりましたが、10月23日の教育政策会議での決定を受け、同日の午後に暫定的に当該資料を引き上げたところです。その後、制限の手法について検討を行い、10月24日に該当する記事部分につきまして、テープにより袋とじを行ったうえで当該雑誌をカウンターに配架することなどの制限を行うことについて決定したところです。

その後、制限手法について生涯学習部長等へ報告し、正副両議長などへの報告、全議員へのファックスを行うことを経て、同日の午後に資料の袋とじ加工を行い、翌10月25日の館内会議において、図書館職員に対し、閲覧を制限するに至った経緯、制限の内容、今後の対応等について周知を行い、10月26日より袋とじを行った資料について貸出・閲覧を開始したところです。

以上、簡単ではございますが、週刊朝日の10月26日号の掲載内容に対する八尾市教育委員会の対応についてご報告させていただきます。

井上会長：

今の報告について、ご意見、ご質問等はありませんか。

越智委員：

週刊朝日の中身というのは、この題を見ても気分が悪くなるような題だなと私は思ったのですが、市民への閲覧を制限するという事は非常に大きな問題ですから、市民の知る権利や知る自由からいって、非常に重大な問題を抱えているので、はっきりしたことを聞いておきたいなという部分があるのですが、それはどの文言を、その差別の助長と言われましたが、どの文言っていうのを教えて欲しいのと、何を根拠にしてそういう閲覧制限したのかということと、3つ目はその閲覧制限をいつどこで誰が決めたのかというこの点について話して頂きたいのですけれども。

竹内館長：

まず、最終的に決定していただいたのは、教育委員会の政策会議。その10月23日の政策会議の決定を受けてという。

週刊朝日全部を見せないということではなしに、その記事だけを読めないようにするという方法をとっています。

越智委員：

さっき言いましたように、どの文言をさしているのかという、全部ということなのか、どの文言をとというのは…。その文言に対して何を根拠にと。

伊藤部長：

どの文言かということでございますが、八尾市の具体的な地名を挙げて表現されていたこと、そのことについては出版社自身から差別を助長するような表現であると謝罪を行い、今後の連載の中止をするという発表を行った、そういった状況を勘案して、教育委員会の政策会議で、今ご指摘頂いた「図書館においては基本的には図書館が持っている書籍等については、市民の皆さんに提供することが使命である」ということを前提に、相当突っ込んだ議論をさせて頂きましたが、最終的にこの問題は八尾市自身の問題であると。また、当該地域にお住まいの市民の方々のことも我々考えていく必要がある、人権上非常に不適切な表現があると判断いたしまして、そういった理

由から閲覧制限を決定したしだいです。

どういう根拠ということですが、具体的に何を根拠ということではなしに、八尾市が人権尊重の社会づくり、平成13年に条例も作らせて頂いております。人権啓発プランに基づいて、一人ひとりの人権が尊重される街づくり、そしてこれについては、今現在は総合計画でもっとも大きな柱となっております。八尾市全体として、全てのあらゆる施策においても実現していくということでもあります。そういったところから、我々閲覧制限に至った訳であります。

越智委員：

あまり時間がないのでたくさんは聞きませんが、1つは八尾市の具体的な地名が出ているということですが、いろんなところに地名は出ることありますよね。その週刊誌だけではなくて、いろんなところに。それをもって、地名が出ているだけでは何も問題はないわけでしょう。なんぼでもあるわけですから。その地名が、被差別部落がそこにあるというふうな文言でもってこれはあかんとされたんではないですか。地名だけでは、いろんなところに出てきますよね。いろんな本を見たって…。

伊藤部長：

具体的には、八尾市の具体的な地名を挙げて被差別部落である。そして、記事の中で様々な形でそのことが表現されてくる。そのこと自身も出版社自身も謝罪を行った、今後の連載中止というところまでの判断を行って、新聞に大きく掲載された。我々、そういったことを総合的に判断してといたところですよ。

浦上教育長：

1つ追加させてもらったら、その地域にお住まいの方の人格を否定してしまっていることが大きなポイントだと思います。人格を否定してしまっているのですよ、週刊朝日の記事はね。今、越智委員がおっしゃった、今までにそういった地域の名前が出ているものもありました。1年前にもありましたよ。それとはまた違った。結局、橋下市長が週刊朝日に対して、自分の親のこととか生い立ちのこととか赤裸々に出されることと、もう1つは、私が今言った、その地域にお住まいの方々の人格を否定してしまうような文章表現だったということが一番大きなものだと思います。そういうことで閲覧を制限したのです。

越智委員：

先程もいただきましたここに「本市の具体的な地名をもって被差別部落の所在地とする」内容を掲載したというところで、そんなん、被差別部落はもう無い訳ですから、「そんなものありませんよ」ということでよかったのではないかと私は思っているのですけど。そのことと、先程言われた根拠ですね。行政がやる場合、行政というのは当然行政権力があるわけですから、その権力の機関が閲覧の制限をする中身とは重大な問題ですから、そのときに根拠、どれでもそうです。法何条の何々、条例何条の何々というきちんとした根拠無く行政が市民の知る権利を制限するということがあってはならないことだと思うのですが。先程言われた根拠はぼやけているのですが、やはり、根拠というのはきちんと文章で出して欲しいのと、もう一つは、図書館の運営については、図書館協議会が意見を述べる機関であると法の中でも謳われているのですが、図書館協議会の委員も全く知らない中で閲覧制限があったというふうなことは、私はたまたま議員ですから議長・副議長に報告があって、その後連絡は受けましたけど、私図書館協議会委員やけど、こんな何も聞いてなかったなと思ったのですけど、それについても問題はあったのではないかなと。教育委員会の政策会議です

か、そこで決めたということですが、やはり図書館協議会があって、図書館の運営に関しての重大な問題について全く委員に知らされてなかったというのは、問題があるのではないかと思うのですが。

伊藤部長：

我々、この問題は一人ひとりの人権に関わるような問題であるということで、そう長い間判断は待てないということで、緊急的に教育政策会議に諮って決めさせていただいた。その結果については、直近の図書館協議会でご報告させて頂くというふうに考えておりました。あくまでも、これについては、教育委員会の主体的な判断で以って決めさせて頂いた措置であります。その結果については、図書館協議会でご報告させて頂くと考えていただきます。

越智委員：

図書館協議会のメンバーも、たかだか12人ですかね、14人でしたかね、ですから連絡をしようと思ったら、そんなの簡単なことだというふうに思います。図書館協議会だけでなく、ここ直接関係ありませんけど、社会教育委員会も教育委員会も開いていなかったというようなことをそのメンバーの人からは聞いていますけど、それと併せて根拠がやはりぼやけていると、そういった中でやられたことについては、非常に私は遺憾に思うということだけ言っておきたいなと思います。

井上会長：

他にございませんか。

松井委員：

今回のような事例については、図書館の内部でも対応をどうするべきか、ということを検討して然るべきかと思いますが、教育政策会議のほうから先に決定されて、それがトップダウンで下りてきたような形だったと思うのです。ということは、図書館の中で、職員の皆さんがこのことに対して、どのような形で何か検討をされたのかということは何も無かったのでしょうか。

伊藤部長：

図書館の内部で、その問題をご検討頂いております、21日日曜日に3館の館長会議で以ってこの問題の取り扱いについて検討頂いていた。22日月曜日に私のほうへこの問題について検討していると報告を頂いて、それで、非常に重要な問題であるというところから、政策会議に上げさせて頂いたというしだいであります。その前の週において、非常に新聞・マスコミ等に取り上げられていたということはあったのですが、図書館内部において問題意識を持って、司書さんの方で論議をして頂いていたという経緯がございます。それを受けて私どもの方に報告を受けております。

松井委員：

ということは、教育政策会議にかかる前に、図書館の中で検討が行われて、その報告の結果、教育政策会議に議題として上がったという、そういう経過がある訳ですか。そのときには図書館の自由の問題に照らして、非常に問題があるというような報告が図書館の方から上がってきたということですか。

伊藤部長：

図書館長の方は、「図書館の自由に関する宣言」でもって、基本的には「図書館資料は、国民の自由な利用に供されるべきである。」等の観点から、いろんな意見が出ていたことは私にも報告は

受けております。そういった中で、竹内館長と相談したうえで、重大な問題だということで、私は判断させて頂いて政策会議に上げています。

松井委員：

はい、分かりました。

井上会長：

大阪府下で同じような制限をされている自治体は。

南参事：

私の知る中では、2市あると聞いております。

井上会長：

具体的には。

南参事：

どう対応されているのか、そこまで分かりませんので、名前をあげることは控えさせていただきます。

小前委員：

一応、大阪市のケースですが、いいですかね。

井上会長：

はいはい。

小前委員：

八尾は八尾のその判断を尊重することとして、参考ということで。大阪市のほうは、発売されてから次号がでるまでは最新号ということで、通常通り、館内で閲覧して頂いていて、次号が出る前に、インターネットの方で「お知らせ」という形で出版社からお詫びが出ましたので、私どもの方でも、次号が出たら貸出に回りますから、その段階で、お知らせのお詫びの文言を貼付させて頂いて、運用するという形でやることにしました。

ちなみに、大阪市立図書館には閲覧制限内規というのがあって、閲覧制限というのは、氏名・住所・閲覧目的などを所定の様式で届け出て頂いて、特定の指定された場所で閲覧頂き、コピーも取れないという制限です。そういう内規があります。その中身の内容は、人権やプライバシー、わいせつとして判決が下ったもの等、4項目あります。

井上会長：

日本図書館協会の図書館の自由委員会の見解で出ている中では、批判を受けた資料の取り扱いについては、特定個人の名誉・プライバシーを侵害する場合、これは制限もやむを得ないという見解ですよね。この場合、これに当たるのではないかと思います。「特定個人の名誉やプライバシーを侵害する場合以外は、提供を行いながら住民や当事者の意見を聞き、図書館職員の責任で検討し、合意をつくるために努力することが必要です。」となっている訳ですね。この場合は、八尾市の対応というのは、特定個人の名誉・プライバシーを著しく侵害するという場合に該当するというふうに解釈できるかなと私は個人的に思っているのですが。

越智委員：

これは、橋下市長がどうこうということではないのですよね、先程言われたみたいに。八尾市の地名が、被差別部落がここに存在しているというふうにかかれていたということですから、橋下市長特定ではなくて、で、さっき教育長さんが言われたのは、その地域に住んでいる広く多くの人々の人権が傷ついたということでしたから、今回は特定の個人の名誉を理由にした制限ではないんで

すよね…？

井上会長：

だけど、あの内容は、特定の個人の名誉を著しく傷つけている内容ですわ。

越智委員：

橋下市長の。

井上会長：

はあ。に対してですわ。客観的に弱いところを…。小前さん、どう思いますか。

小前委員：

内容につきましては…。

井上会長：

図書館員が判断するというのは本来おかしいことですが…。

小前委員：

新潮45とか週刊文春とかこれまでに同じようなことがあり、新潮45なんかは今回に近い中身だったと思うのですが。そのときは、今回ほどそんなに話題にならなかったこともあり、制限しているところは無いのではと思いますね。今回の件につきましても、当事者である橋下市長や出版社からそれを制限せよという申し出等があったわけではないですから、図書館が内容を判断して制限するのではなく、先程申し上げたような対応をしています。

井上会長：

基本的には、資料提供しながら、社会に判断を任せるとするか、利用者に判断を任すというのが基本ですが、そういうのもいろいろ意見も分かれるところではあります。

昨日の朝刊の、佐野真一の謝罪も酷いものですね。完全に逃げているというか、弁解ばかりしてしまっていて、本質、あれは謝罪文になっていないですわ。佐野真一については何回か図書館もひどい目にあっています。彼に。朝日新聞の記事などで、信用できない作家ですわ。個人的にはね。個人の意見をいう場ではありませんけれども。作家の姿勢が問題だと思います。文章も下品でしたよね。読むに耐えないような下品な文章。

すみません。私が余計なことを…。

よろしいですか。

本日、予定しておりました案件につきましては以上となりますが、他にございませんね。よろしいですか。

時間もだいぶオーバーしましたが、委員の皆様から、図書館に対して貴重なご意見有難うございました。

山田課長補佐：

最後に1点だけ、次回の日程につきましては、第3回ということで、年明け3月頃ということで予定させていただきます。よろしくお願いいたします。